

うちなーんちゅ応援プロジェクト (沖縄県新型コロナウイルス感染症拡大防止)

協力金

【申請受付要項】

本協力金の内容について、申請方法や問合せ先が決まりましたので、ご案内いたします。

【対象者】

特措法による協力要請や、特措法によらない協力依頼を受けて、4月24日（金）から5月6日（水）の全期間休業に応じて頂いた休業要請対象の施設の運営事業者。

※「感染症防止対策緊急支援金（飲食店）」、「感染症防止対策支援金（小売業等）」と重複して受給することはできません。

【受付期間】

令和2年5月11日（月）から同年6月30日（火）まで

【申請方法】

以下のいずれかの方法で申請することができます。

(1) オンライン提出の場合

沖縄県電子申請システムから提出することができます。

(URL)

https://s-kantan.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail.action?tempString=2020kyoryokukin

5月11日（月）9時から電子申請の受付を開始する予定です。

6月30日（火）23時59分までに送信を完了して下さい。

(2) 郵送での提出の場合

オンライン提出ができない場合には、申請書類を次の郵送先に提出することができます。6月30日（火）の消印有効です。

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をお勧めします。

(郵送先) 〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅2-3-6 那覇市IT創造館4階
一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター
拡大防止協力金 申請受付

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。
※感染症防止拡大のため、直接持参することはご遠慮ください。

【問合せ先】

5月8日（金）～6月30日（火） 9:00～17:00

沖縄県支援金等相談センター 電話：098-851-9990（土日祝日含む）



みんなで未来を変えよう！沖縄5分の1アクション

I 感染症拡大防止協力金の概要

■趣旨

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、沖縄県は、「新型コロナウイルス感染症 沖縄県緊急事態宣言」（令和2年4月20日）を行い、事業者の皆様へ施設の使用停止や施設の営業時間の短縮（以下「休業等」といいます。）へのご協力をお願いいたしました（令和2年4月22日）。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」といいます。）」による協力要請や、特措法によらない協力依頼を受けて、4月24日（金）から5月6日（水）までの全期間休業に応じて頂いた事業者を対象に協力金を支給いたします。

■対象

特措法による協力要請や、特措法によらない協力依頼を受けて、4月24日（金）から5月6日（水）の全期間休業に応じて頂いた休業要請対象の施設の運営事業者。

※以下の支援金と重複して受給することはできません。

- ①感染症防止対策緊急支援金（飲食店）
- ②感染症防止対策支援金（小売業、旅行代理店（無店舗））

※対象施設の業態については、令和2年4月1日（水）時点で判断します。

■受付期間

令和2年5月11日（月）から同年6月30日（火）まで

※6月30日（火）の消印有効

■支給額

1事業者あたり一律20万円

II 申請要件

本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」といいます。）とします。

- 1 沖縄県内に主たる事業所又は従たる事業所を有する中小企業及び個人事業主等で、令和2年4月1日（水）時点で、特措法に基づく協力要請または特措法によらない協力依頼の対象となる施設の運営事業者
- 2 協力要請・依頼期間（4月24日（金）から5月6日（水）の全期間において、休業に応じた事業者が対象です。※複数の対象施設を運営している場合には、対象施設の全てを休業することが必要です。
- 3 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことが必要です。

また、上記の暴力団及び暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないことが必要です。

Ⅲ 申請手続き等

1 本協力金の申請に必要な書類等の入手・提出方法（オンライン又は郵送での提出）

（1）オンライン提出の場合

沖縄県電子申請システムから提出することができます。

（申請に係るその他の添付書類もファイルを添付して提出できます。）

（URL）https://s-kantan.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail.action?tempString=2020kyoryokukin

5月11日（月）9時から電子申請の受付を開始する予定です。

6月30日（火）23時59分までに送信を完了して下さい。

（2）郵送での提出の場合

ア 申請書の入手方法

a 沖縄県ホームページ

以下のページからファイルをダウンロードして下さい。

（URL）<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/seisaku/kikaku/covid-19/keizaisiensaku.html>

沖縄県感染症拡大防止協力金 申請書兼口座振替依頼書

b 沖縄県内の関係機関

以下の機関において、5月11日（月）9時から入手することができます。

ただし、感染症拡大防止のため、対面での受付・説明は行いません。

ご不明な点は沖縄県支援金等相談センター（851-9990）へお問合せをお願いします。

○沖縄県庁（1階県民ホール）、沖縄県北部合同庁舎（1階名護県税事務所内）

沖縄県中部合同庁舎（1階コザ県税事務所入口）、沖縄県宮古合同庁舎（2階総務課入口）

沖縄県八重山合同庁舎（2階総務課入口）

○各地域の商工会及び商工会議所

イ 申請書の提出方法

オンライン提出ができない場合には、申請書類を次の郵送先に提出することができます。

沖縄県内の関係機関において、5月11日（月）9時から入手することができます。

6月30日（火）の消印有効です。簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をお勧めします。

(郵送先)

〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅2-3-6 那覇市IT創造館4階
一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター
拡大防止協力金 申請受付

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※感染症拡大防止のため、直接持参することとはご遠慮ください。

また、直接、対面での受付・説明についても行っておりません。

2 申請書類

以下の(1)から(5)までの資料を提出して下さい。必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 申請書兼口座振替依頼書
※「申請書」における個人事業主の整理番号については、把握していない場合は空欄で構いません。
- (2) 口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し(口座番号及び名義人氏名(フリガナ含む)が確認できる箇所)
- (3) 本人確認書類(写し)
※以下の①又は②のいずれか確認できる書類を1つ
 - ①(法人) 法人代表者の運転免許証・パスポート・保険証等の書類
 - ②(個人) 運転免許証、パスポート、保険証等の書類
- (4) 令和2年4月24日(金)から同年5月6日(水)までの全期間、休業したことが分かる書類
※以下の①、②又は③のいずれか(休業施設の名称等が分かるよう工夫してください。)
※対象と対象外が混在している場合には、対象となる部分が休業したことが分かる書類が必要となります。
 - ①休業期間を告知するホームページの写し
 - ②休業期間を告知する店頭ポスター等の写真
 - ③休業期間を告知するチラシ、DM等
- (5) 令和2年4月1日(水)時点で特措法に基づく休業要請や特措法によらない休業要請の対象となる施設を運営されている事業者の営業実態等の確認書類
※以下の①から④の全て(④は許可等を要する業種の場合のみ)
 - ①直近の確定申告関係書類(法人は次のアとイ、個人事業主は次のウとエ)
 - ア 確定申告書別表一の控え(税務署の受付印があるものの写し1枚、電子申告の場合は上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるもの1枚)
 - イ 法人事業概況説明書(両面)2枚の写し
 - ウ 確定申告書第一表の控え(税務署の受付印があるものの写し1枚、電子申告の場合は上部

に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるもの1枚)

工 所得税青色申告決算書2枚の写し(白色申告の場合は不要)

※確定申告書の写しが無い場合、税務署の「申告書等閲覧サービス」で閲覧した確定申告書の写真でも受け付けます。なお、提出における取り扱いは以下のとおりです。

オンライン提出：画像データの保存形式は、pdf・jpg・jpeg・pngでお願いします。

郵送：A4サイズに拡大するなど、文字・数字が判別出来るようにしてください。

※電子申告で確定申告書別表一又は確定申告書第一表の上部に「電子申告の日時」又は「受付番号」の記載がない場合には、「受信通知」を添付してください。

※設立から間もない法人は、発行から3ヶ月以内の法人登記簿(写し可)又は法人設立届出書(税務署の受付印があるものの写し)

※開業から間もない個人事業主は、開業・廃業等届出書の控え(税務署の受付印があるもの。写し可。)

※個人事業主においては、相当な理由により上記書類が無い場合には、事業に係る納品書等を提出してください。

②施設等の外観及び内部写真(協力要請・依頼の対象業種であることが分かる写真で、各1枚程度。)

③施設等の電気・水道・ガスのいずれかの利用実績が分かる書類(宛名、住所の記載のある検針票・領収書等の写し) ※令和2年1月以降のいずれかの月の利用実績

④許認可等が必要な業種においては、令和2年4月1日(水)が有効期間内の許認可等を取得していることが分かる書類の写し

3 支給の決定

本協力金の要件に合致することを申請書等により確認の上、支給します。

申告書の不備がなく、追加書類の提出や内容確認の連絡がない場合には、申請から10営業日程度で、申請された口座に入金できる見込みです。

4 通知等

(1) 申請者については、県からのお願いに対して協力を表明して頂いた事業者として、県ホームページにおいて、対象施設名(屋号等)をご紹介することになります。

(2) 申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知(不支給決定通知書)を発送いたします。

IV 手続きに関する問合せ

本協力金の申請等に関する不明点等に対応するため、以下のとおり相談をお受けします。

5月8日(金)～6月30日(火) 9:00～17:00(土日祝日含む)

沖縄県支援金等相談センター

電話：098-851-9990

V その他

- 1 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者は、本協力金を返還していただきます。
- 2 本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、沖縄県は、必要な検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

**※ 協力金の支給を装った
詐欺にご注意ください！！**

<添付書類に関する留意事項>

■施設に係る光熱水費の領収書等について

受付要項Ⅲ 2 (5) ③において、「施設等の電気・水道・ガスのいずれかの利用実績が分かる書類（宛名、住所の記載のある検針票・領収書等の写し）」の提出を必須としておりますが、**お手元に該当書類がない場合には、令和2年1月以降の事業に係る納品書で、宛名が施設名となっているものを代替書類として取り扱います。**

参考資料 1

【別紙 1】

○基本的に休止を要請する施設

種類	施設	休止要請	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	ナイトクラブ	対象	
	バー	対象	
	スナック	対象	
	ダンスホール	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	ライブハウス	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
場外馬(車・舟)券場	対象		
大学・学習塾等	大学	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請) 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼(特措法によらない協力の依頼)。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	専修学校(高等専修学校を除く)・各種学校	対象	
	専門学校	対象	
	日本語学校	対象	
	外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
	自動車教習所	対象	
	学習塾	対象	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道教室	対象	
	書道教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	その他の教室(バレエ、絵画、体操等)	対象	
	オンライン授業	対象外	
家庭教師	対象外		

運動・遊技 施設	体育館	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請) ※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。 ☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	柔剣道場・空手道場・拳法道場	対象	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	マージャン店	対象	
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンター	対象	
	テーマパーク	対象	
	遊園地	対象	
	ゴルフ練習場(※)	対象外	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請) ※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。 ☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。
	バッティング練習場(※)	対象外	
	陸上競技場(☆)(※)	対象外	
	野球場(☆)(※)	対象外	
テニス場(☆)(※)	対象外		
弓道場(※)	対象外		
劇場等	劇場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	観覧場	対象	
	プラネタリウム	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	
集会・展示 施設	集会場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	公会堂	対象	
	展示場	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
	博物館	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請) 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について 協力を依頼(特措法によらない協力の依頼)
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	ホテル(集会の用に供する部分に限る。)	対象	
	旅館(集会の用に供する部分に限る。)	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
植物園	対象		

集会・展示 施設	神社	対象外	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	寺院	対象外	
	教会	対象外	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請) 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について 協力を依頼（特措法によらない協力の依頼）。 ただし、100平方メートル以下の施設については、 営業を継続する場合にあっては、適切な感染 防止対策の徹底を依頼
	ペット美容室（トリミング）	対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象	
	住宅展示場 (集客活動を行い、来場を促すもの)	対象	
	古物商（質屋を除く。）	対象	
	金券ショップ	対象	
	古本屋	対象	
	おもちゃ屋	対象	
	囲碁・将棋盤店	対象	
	DVD/ビデオショップ	対象	
	DVD/ビデオレンタル	対象	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	
	ゴルフショップ	対象	
	土産物屋	対象	
	旅行代理店（店舗）	対象	
	アイドルグッズ専門店	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請) 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について 協力を依頼（特措法によらない協力の依頼）。 ただし、100平方メートル以下の施設については、 営業を継続する場合にあっては、適切な感染 防止対策の徹底を依頼 ※主として利用者が身体機能の維持を目的とし て利用する施設は、要請の対象外とする。
	ネイルサロン	対象	
	スーパー銭湯	対象	
	岩盤浴	対象	
	サウナ	対象	
	まつ毛エクステンション	対象	
	エステサロン	対象	
	日焼けサロン	対象	
	脱毛サロン	対象	
	写真屋	対象	
	フォトスタジオ	対象	
美術品販売	対象		
展望室	対象		

文教施設	幼稚園	対象	【要請内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請
	小学校	対象	
	中学校	対象	
	義務教育学校	対象	
	高等学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	高等専門学校	対象	
	中等教育学校	対象	
	特別支援学校	対象	

【別紙2】

○基本的に対象外の施設

種類	施設	休止要請	備考
○社会福祉施設等			
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	【要請内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請
	学童クラブ	対象外	
	障害児通所支援事業所	対象外	
上記以外の児童福祉法関係の施設	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	障害福祉サービス等事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	
○社会生活を維持する上で必要な施設			
医療施設 (※)	病院	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は使用停止の要請の対象とする。
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	柔道整復	対象外	
生活必需品販売施設	卸売市場	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む。
	食料品売り場（※）	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店（生活必需品売場）	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	
	食事提供施設	飲食店	
料理店		対象外	
和菓子・洋菓子店		対象外	
タピオカ屋		対象外	
喫茶店		対象外	
居酒屋		対象外	
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	カプセルホテル	対象外	
	旅館（集会の用に供する部分を除く）	対象外	
	民泊	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舎	対象外	
	下宿	対象外	
	ラブホテル	対象外	
ウィークリーマンション	対象外		

交通機関等	バス	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	モノレール	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス（宅配等を含む）	対象外	
工場等	工場	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	
金融機関・ 官公署等	銀行	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	
	ATM	対象外	
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	各種事務所	対象外	
	官公署	対象外	
その他	理髪店	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※物価統制令の対象となるもの
	美容院	対象外	
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外	
	貸倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	
	貸衣装屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	
	ブライダルショップ	対象外	
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	
	鍵屋	対象外	
	100円ショップ	対象外	
	家具屋	対象外	
	自動車販売店、カー用品店	対象外	
	花屋	対象外	
	ランドリー	対象外	
	クリーニング店	対象外	
ごみ処理関係	対象外		